八戸地域循環型社会形成推進地域計画

作成日	令和6年10月23日

変更日	令和7年11月4日（変更報告）

1　計画の基本的な事項

（1）基礎情報

ア．対象地域

構成市町村等（作成者）名	八戸市、階上町、南部町（福地地区）、八戸地域広域市町村圏事務組合						
地域内総人口（人）	234,880						
地域総面積（㎢）	439.74						
地域の要件	人口	面積	豪雪	過疎			
離島、豪雪、山村、半島、過疎地域に該当がある市町村名	八戸市（豪雪）、階上町（豪雪）、南部町（福地地区）（豪雪、全部過疎）						
地域の要件がその他の場合は具体的に記載							
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況							
組合名称（設立（予定）年月日）	八戸地域広域市町村圏事務組合（昭和46年4月1日設立）						
組合を構成する市町村	八戸市、階上町、南部町（福地地区）						
組合設立に関する、今後の見通し							

イ．計画期間

開始年月日	令和7年4月1日
終了年月日	令和13年3月31日
計画期間※	6年

※目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

（２）対象地域における取組みに関する事項

ア．ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

青森県では、第４次青森県循環型社会形成推進計画（令和３年３月策定）において、ごみ処理広域化・集約化計画を定めており、これによると、現在、八戸組合でごみ処理をしている八戸市、階上町及び南部町（福地地区）と三戸地区環境整備事務組合（以下「三戸組合」という。）でごみ処理をしている三戸町、田子町及び南部町（南部地区及び名川地区）の１市４町を併せて「三八広域ブロック」とし、市町村等において広域化等の検討、協議参加及び事業の実施を行うこととされている。

これを受けて、両組合は、令和５年度に構成各市町が広域化の協議開始を判断するための「ごみ処理広域化・集約化可能性調査」を実施し、その結果、一部の自治体に収集運搬や住民の直接搬入での不便が生じる課題があるものの、経済や環境の面での優位性も大きいため、協議によってこれらの課題や諸事項を解決、調整することによって広域化の可能性が十分にある、という結論としている。

このことから、構成各市町では、令和５年度から広域化に向けた協議を開始し、令和７年度末を目途に広域化の是非の判断を行うこととしている。

また、八戸組合には２つ（八戸清掃工場第一工場及び第二工場）、三戸組合には１つ（三戸地区クリーンセンター）のごみ焼却施設があり、既に八戸組合は２つの施設を１つにする計画であるが、広域化が実現すると、更なるごみ焼却施設の集約化が可能となる。広域化後の対象地域図は添付資料１のとおり。

確認した都道府県の広域化・集約化計画の名称	第４次青森県循環型社会形成推進計画

イ．プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

実施済の場合	実施地域	
	実施年度	
	実施方法	
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	
実施予定の場合	予定地域	八戸市、階上町、南部町（福地地区）
	予定年度	令和13年度
	予定方法	②環境省の認定（プラ法33条のルート）
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	
実施しない（予定）地域		
プラ要件化対象事業の実施		○
備考		

ウ．対象地域における一般廃棄物処理有料化の状況

有料化導入状況	②一部の構成市町村で導入済
上記が④の場合、その詳細	
未導入の構成市町村名	階上町、南部町（福地地区）
有料化導入に向けた検討状況 ※全ての構成市町村で導入済の場合は記載不要	階上町 　ごみ排出抑制と費用負担の公平性確保の観点から、学識経験者や商工業者、地域住民の代表者で構成する廃棄物減量等検討委員会において、家庭系ごみの有料化を検討している。 南部町（福地地区） 　廃棄物減量等推進審議会において、循環型社会構築のため、一般廃棄物発生の抑制及びリサイクルの推進等の取り組みの一つとして、ごみ処理有料化の検討を行っている。

エ．対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

策定状況	①構成市全てで策定済
策定済の構成市（計画の名称）	八戸市、階上町、南部町（福地地区）
未策定の構成市（策定予定時期）	
備考	

２　循環型社会形成推進のための現状と目標（一般廃棄物の処理）

（１）一般廃棄物の処理の現状と目標（全域）

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表１のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表１　減量化、再生利用に関する現状と目標		現状	目標	
		令和5年度	令和13年度	現状比
①総人口（人）		234,880	223,088	-5.0%
排出量	②事業系ごみ排出量（トン）	26,171	18,690	-28.6%
	③生活系ごみ排出量（トン）	53,426	50,312	-5.8%
	④1人1日当たりのごみ排出量（ｇ/人日）	556	543	-2.3%
	その他排出量（トン）	277	277	0.0%
	⑤総排出量（トン）	79,874	69,279	-13.3%
	⑥1人1日当たりの排出量（ｇ/人日）	932	851	-8.7%
再生利用量	⑦総資源化量（トン）	8,561	8,366	-2.3%
	総排出量に占める総資源化量の割合	11%	12%	
最終処分量	⑧埋立最終処分量（トン）	9,966	8,107	-18.7%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	12%	12%	
エネルギー回収量	年間の発電電力量（MWH）	7,499	9,045	
	年間の熱利用量（GJ）	29,451	19,634	
特記事項	・その他排出量は集団回収量。			

※　別添資料として①～⑧に関する過去及び将来推計のトレンドグラフを添付する。

≪用語の定義≫　下記のとおり表１で用いる用語の定義を行う。

②③排出量：対象地域において出されたごみの量（資源含む。集団回収されたごみを除く）〔単位：トン〕
※事業系・生活系それぞれで記載。

④1人1日当たりのごみ排出量：（生活系ごみ排出量－生活系資源ごみの量）*10^6/総人口/年間日数〔単位：ｇ/人日〕

その他排出量：②、③に該当しない排出量〔単位：トン〕

⑤総排出量：②＋③＋その他排出量の和〔単位：トン〕

⑥1人1日当たりの排出量：⑤*10^6/総人口/年間日数〔単位：ｇ/人日〕

⑦総資源化量：事業系の資源ごみ量＋生活系の資源ごみの量＋集団回収量等の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位

⑧最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

予測・目標における数値のうち、②③④が増加予測となるものもがある場合はその理由を記載

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

（２）一般廃棄物の処理の現状と目標のフロー図（全域）

現状の一般廃棄物の処理状況フロー

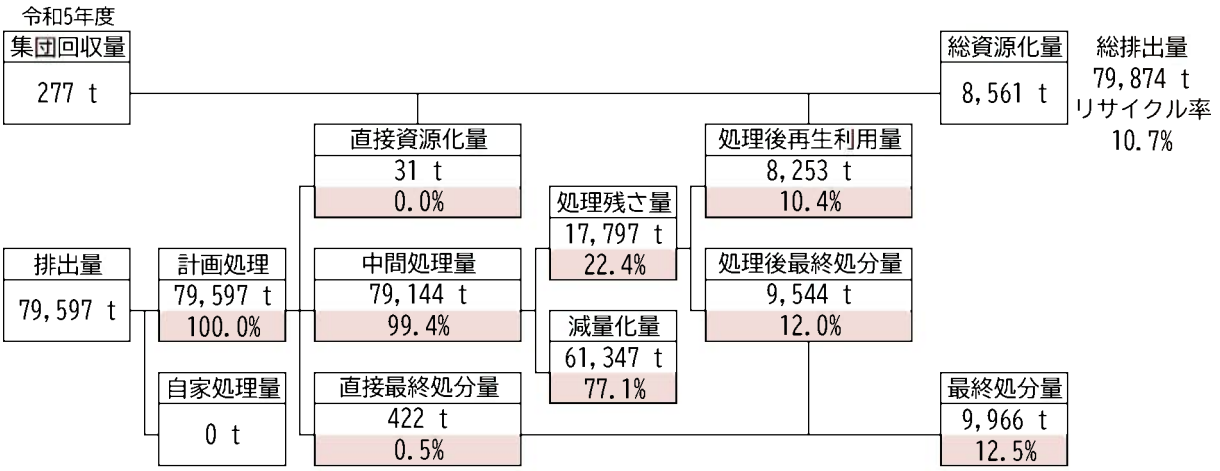

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

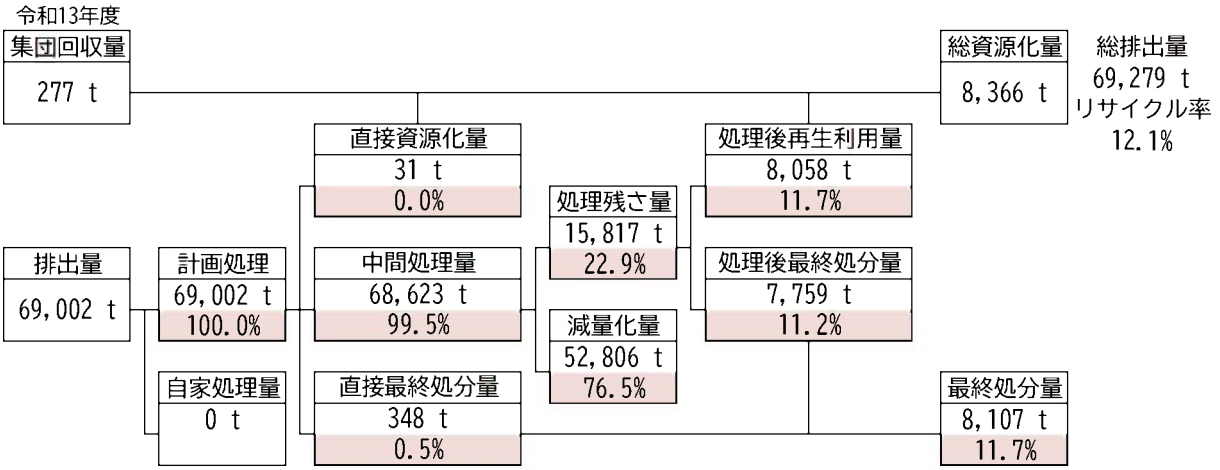

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

（３）各構成市町村の一般廃棄物の処理の現状と目標

八戸市		現状	目標	
		令和5年度	令和13年度	現状比
排出量	事業系ごみ排出量（トン）	25,714	18,311	-28.8%
	生活系ごみ排出量（トン）	49,045	46,466	-5.3%
	その他排出量（トン）	277	277	0.0%
	総排出量（トン）	75,036	65,054	-13.3%
再生利用量	総資源化量（トン）	8,041	7,702	-4.2%
	総排出量に占める総資源化量の割合	11%	12%	
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	9,360	7,662	-18.1%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	12%	12%	

階上町		現状	目標	
		令和5年度	令和13年度	現状比
排出量	事業系ごみ排出量（トン）	340	293	-13.8%
	生活系ごみ排出量（トン）	3,103	2,640	-14.9%
	その他排出量（トン）	0	0	0
	総排出量（トン）	3,443	2,933	-14.8%
再生利用量	総資源化量（トン）	370	469	26.8%
	総排出量に占める総資源化量の割合	11%	16%	
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	431	297	-31.1%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	13%	10%	

南部町（福地地区）		現状	目標	
		令和5年度	令和13年度	現状比
排出量	事業系ごみ排出量（トン）	117	86	-26.5%
	生活系ごみ排出量（トン）	1,278	1,206	-5.6%
	その他排出量（トン）	0	0	0
	総排出量（トン）	1,395	1,292	-7.4%
再生利用量	総資源化量（トン）	150	195	30.0%
	総排出量に占める総資源化量の割合	11%	15%	
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	175	148	-15.4%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	13%	11%	

３　目標達成に向けた施策（一般廃棄物の処理）

（１）処理体制

ア．生活系ごみの処理体制の現状と今後
分別区分及び処理方法については、表２のとおりである。 ごみの減量や再資源化を推進するため、平成９年度から分別収集を実施し、平成12年度にはペットボトル、平成19年度にはその他紙を分別品目に追加し、平成25年度には小型家電の拠点回収を開始しており、八戸市では、平成13年６月から家庭系ごみの有料化を実施しているほか、家庭から排出される廃食用油を回収してＢＤＦを製造する事業者に売り渡している。 このほか八戸組合では、基礎素材型産業の立地を生かし、八戸清掃工場から排出される焼却灰を再資源化している。 今後は、更なる再資源化を推進するため、八戸地域の各市町において、プラスチック資源の分別収集及び再商品化を検討するほか、八戸清掃工場の落じん灰の再資源化を行う。 焼却灰及び落じん灰の再資源化は、新たな施設の整備に伴う八戸清掃工場第二工場の解体により、一時再資源化量が減ることになるが、新たな施設では再資源化量を大幅に増やす方式を検討する。 また、燃やせるごみについて、新たな施設では大幅に効率を上げてエネルギー回収を行う。
イ．事業系ごみの処理体制の現状と今後
分別区分は、燃やせるごみ、燃やせないごみ・粗大ごみの２つである。 処理方法等については、家庭系ごみに準じて行っているが、紙、木くず及びペットボトルは民間企業を活用した再資源化を促進している。このほか、古紙の再資源化を促進するため、平成20年度から八戸清掃工場への事業系紙ごみの搬入規制を行い、事業系ごみを大幅に減量した。 今後は、紙ごみや産業廃棄物の搬入を未然に防ぎ、適正処理と再資源化を推進するため、展開検査を強化し、排出事業者への指導や普及啓発を徹底する。
ウ．一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後
産業廃棄物について、現状では、八戸市一般廃棄物最終処分場において道路の清掃作業によって生じた汚泥及び祭事等で発生する燃え殻を埋立処分している。 今後は、引き続き道路の清掃作業によって生じた汚泥及び祭事等で発生する燃え殻を八戸市一般廃棄物最終処分場に埋立処分する。

（２）処理施設等の整備

上記（1）の今後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備、表4のとおり計画支援事業等を行う。また。参考として現有施設の一覧を表5で示す。

表２　八戸地域各市町村の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現　　状（Ｒ６年度）

八戸市			階上町			南部町（福地地区）		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
燃やせるごみ	焼却	清掃工場	燃やせるごみ	焼却	清掃工場	燃やせるごみ	焼却	清掃工場
燃やせないごみ	破砕・選別	リプラ	燃やせないごみ	破砕・選別	リプラ	燃やせないごみ	破砕・選別	リプラ
粗大ごみ	破砕・選別	リプラ	粗大ごみ	破砕・選別	リプラ	粗大ごみ	破砕・選別	リプラ
有害ごみ	リサイクル	リプラ（破砕・保管）→委託	有害ごみ	リサイクル	リプラ（破砕・保管）→委託	有害ごみ	リサイクル	リプラ（破砕・保管）→委託
新聞	リサイクル	リプラ（異物除去・圧縮梱包）→売却	新聞	リサイクル	リプラ（異物除去・圧縮梱包）→売却	新聞	リサイクル	リプラ（異物除去・圧縮梱包）→売却
段ボール			段ボール			段ボール		
雑誌・チラシ			雑誌・チラシ			雑誌・チラシ		
その他紙			その他紙			その他紙		
缶・びん・ペットボトル			缶・びん・ペットボトル			缶・びん・ペットボトル		
廃食用油	リサイクル	（売却）	廃食用油	リサイクル	（売却）	廃食用油	リサイクル	（売却）
使用済小型家電	リサイクル	委託	使用済小型家電	リサイクル	委託	使用済小型家電	リサイクル	委託
プラスチック資源	焼却	清掃工場	プラスチック資源	焼却	清掃工場	プラスチック資源	焼却	清掃工場

今　　後（Ｒ１９年度）

分別区分	処理方法		処理施設等	
			一次処理	二次処理
燃やせるごみ	焼却（熱回収）	発電	（仮称）新八戸清掃工場	
燃やせないごみ	破砕・選別			
粗大ごみ	破砕・選別			
有害ごみ	リサイクル		リプラ（破砕・保管）	委託
新聞	リサイクル	（売却）	（売却）	
段ボール				
雑誌・チラシ				
その他紙				
缶・びん・ペットボトル	リサイクル		リプラ（異物除去・圧縮梱包）	（売却）
廃食用油	リサイクル	（売却）	（売却）	
使用済小型家電	リサイクル	委託	委託	
プラスチック資源	再商品化		再商品化（委託）	

（凡例）清掃工場＝八戸清掃工場、リプラ＝八戸リサイクルプラザ

※　令和19年度時点で八戸リサイクルプラザは一部が存続している可能性があるが、その後継施設や廃止については、今後検討する。

表３－Ａ　マテリアルリサイクル推進等のための整備事業

事業番号	1				
施設名称	（仮称）新八戸リサイクルプラザ				
事業主体	八戸地域広域市町村圏事務組合				
工種	新設工事				
事業目的 （新設・改良等の理由）	老朽化による更新				
施設種別	リサイクルセンター				
処理方式	回転・せん断・選別（・圧縮）				
処理能力（単位）	約50ｔ/５ｈ				
事業期間	R７～８、 R10～12 （R13～18）				
竣工（事業完了）予定年月	R19年3月				
設置予定地 ※検討中の場合は「未定」	未定				
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要	浸水深0.0m				
浸水対策					
環境省所管（循環交付金等）の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること	○				
国土強靭化地域計画 （計画の名称）	八戸圏域8市町村国土強靭化地域計画				
プラ要件化の 経過措置の適用	－				
プラ施設整備事業	－				
CO2削減率 ※改良事業の場合	－				
スラグの利用計画 ※灰溶融施設を整備する場合	－				
ストック対象物 ※ストックヤードを整備する場合	－				
要綱第５の２による交付をうける予定の場合は、施設減少数と対象市町村増加数の合計 ※以下の項目を記載					
本施設整備にあたり廃止する施設(処理対象市町村名)					
広域化・集約化後の処理対象市町村数（処理対象市町村名）					
備考					

表３－Ｂ　エネルギー回収等のための整備事業

事業番号	2	3			
施設名称	八戸清掃工場第一工場	（仮称）新八戸清掃工場			
事業主体	八戸地域広域市町村圏事務組合	八戸地域広域市町村圏事務組合			
工種	改良（改造）工事	新設工事			
事業目的 （新設・改良等の理由）	基幹的設備改良を実施することで、新たな施設が完成するまで安定的な処理を行うため	老朽化した施設を更新し、継続的なゴミ処理を行うため			
施設種別	ごみ焼却施設（エネルギー回収あり）	ごみ焼却施設（エネルギー回収あり）			
型式及び処理方式	流動床式	未定			
処理能力（単位）	300ｔ/日	約260ｔ／日			
事業期間	R７～10年度	R10～12年度 （R13～18年度）			
竣工（事業完了）予定年月	R11年3月	令和19年4月			
設置予定地 ※検討中の場合は「未定」	八戸市大字櫛引字取揚石１－１	未定			
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要	浸水深0.0m	浸水深0.0m			
浸水対策					
環境省所管（循環交付金等）の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること	○	○			
国土強靭化計画への記載 （計画の名称）	－	八戸圏域8市町村国土強靭化地域計画			
プラ要件化の経過措置	－	－			
エネルギー回収率 ※発電・熱回収がある場合	－	未定			
余熱利用の計画	－	－			
外部供給における利活用の概要	－	－			
CO2削減率 ※改良事業の場合	17.5%	－			
燃料の利用計画 ※ごみ燃料化施設を整備する場合	－	－			
バイオガス熱利用率 ※バイオガス化施設を整備する場合	－	－			
バイオガスの利用計画 ※バイオガス化施設を整備する場合	－	－			

エネルギー回収のありなしに関わらず、焼却施設を環境省所管の交付金等を活用し、整備する場合は下記を記載					
計画１人１日平均排出量（g）	851g	851g			
計画収集人口（人）	223,088人	223,088人			
計画直接搬入量（t/日）	7.43t	7.43t			
計画年間日平均処理量（t/日）	197t/日	197t/日	t/日	t/日	t/日
通知に基づく施設規模（計画１人１日平均排出量×計画収集人口＋計画直接搬入量）÷実稼働率	248t/日	248t/日	t/日	t/日	t/日
災害廃棄物処理計画への受入の記載有無	－	－			
災害廃棄物処理量（見込み%）					
災害廃棄物処理量を見込んだ通知に基づく施設規模	248t/日	248t/日	t/日	t/日	t/日
適切な施設規模よりも大きいまたは小さい施設規模で整備する場合	③適正規模を超える場合は単費で整備する	③適正規模を超える場合は単費で整備する			
要綱第５の２による交付をうける予定の場合は、施設減少数と構成市町村増加数の合計（下記にその詳細を記載）					
本施設整備にあたり廃止する施設（対象市町村）					
広域化・集約化後の構成市町村数（対象市町村）					
備考	基幹的設備改良工事のため、施設規模算定通知の対象外				

表４　施設整備に関する計画支援事業等

事業番号	①	②			
関連する本体事業の番号	1、3	1、3			
事業名	施設整備に関する計画支援事業	施設整備に関する計画支援事業			
事業主体	八戸地域広域市町村圏事務組合	八戸地域広域市町村圏事務組合			
事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備及びエネルギー回収型廃棄物処理施設整備のため	八戸地域焼却施設解体事業のため			
事業概要	基本計画作成、測量、地質調査、基本設計作成、環境影響調査等	ダイオキシン類調査、実施設計等			
環境省所管（循環交付金等）の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること	○	○			
プラ要件の経過措置	－	－			
プラ施設整備事業	－	－			
備考					

表５　現有施設一覧

施設種別	焼却施設	焼却施設	マテリアルリサイクル施設				
施設名	八戸清掃工場第一工場	八戸清掃工場第二工場	八戸リサイクルプラザ				
施設所有主体	八戸地域広域市町村圏事務組合	八戸地域広域市町村圏事務組合	八戸地域広域市町村圏事務組合				
型式及び処理方式	流動床式	ストーカ式	回転・せん断・選別・圧縮				
処理能力（単位）	300（t/日）	150（t/日）	171.09（t/5ｈ）				
エネルギー回収の有無	有	無	無				
竣工年月	R8.7	S55.3	H12.4				
廃止又は休止（予定）年月	R19.3廃止	R11.3廃止	R19.3廃止				
施設所在地	八戸市大字櫛引字取揚石１－１	八戸市大字櫛引字取揚石１－１	八戸市大字櫛引字山田山１－１				
想定される浸水深	浸水深0.0m	浸水深0.0m	浸水深0.0m				
浸水対策							
交付金を活用した解体を実施する場合、その交付条件		関連性・連続性の解体					
廃焼却施設解体事業 着手（予定）年月		R9.4					
完了（予定）年月		R13.3					
解体に関連する新設事業番号 ※表３の事業番号		3					
備考							

6　関連するその他の施策

（１）地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく

ア　ごみ減量・リサイクル促進のための施策内容
小学生を中心としたごみ処理施設の見学や教室の開催、中学生や町内会などを対象としたごみの出前講座を自ら実施し、地域に根差した教育を行う。 また、全戸配布のチラシ、広報誌等により、ごみ分別及び資源の再資源化を推進し、特に、組成調査の結果、燃やせるごみへの混入が多く見られる、その他紙の分別に注力するほか、ホームページやアプリ等を活用して、ごみの減量、分別に係る普及啓発を行う。 再資源化に取り組む町内会や子ども会などをリサイクルパートナーに認定し、資源集団回収に取り組むときは補助を行うとともに、町内会ごとにごみ減量推進員を配置し、ごみの減量や分別の促進に取り組む。 また、小型家電や廃食用油の回収ボックスを地域単位で設置し、回収する取組のほか、歯ブラシやスポンジ、文具等を回収する取組を進め、再資源化を図るとともに、可燃残渣である落じん灰からの希少金属の回収を行う。

イ　プラスチック資源に関する施策内容
現在、八戸地域では、燃やせるごみとして容器包装プラスチックを含むプラスチックを収集しており、八戸組合においてこれを焼却し、その熱エネルギーを回収して発電等に利用している。 八戸市では、令和４年４月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことから、同年10月から12月にかけて、地域の事業者の協力を得てプラスチック分別回収実証事業を行い、再商品化の手法や品質、コスト及び環境面の分析を行った。 この結果を踏まえ、今後、八戸地域の各市町では、分別回収、異物除去の手法やコストについても検討を進め、財政状況等を踏まえながらプラスチック資源の分別収集及び再商品化を可能な限り早期に実施することとしている。

ウ　ごみ処理手数料有料化の実施内容
八戸市において、家庭系ごみの指定袋を媒体とした均一従量制により課金（ごみ処理手数料の指定袋への上乗せ）し、小売店前納方式により、処理料金を手数料として徴収している。

エ　リチウム蓄電池に関する対策
リチウム蓄電池については、火災事故等を未然に防止するため、地区公民館や庁舎等に設置した回収箱で回収する取組のほか、絶縁処理の方法やＪＢＲＣ回収協力店の周知など、適切な排出方法等に関する周知啓発を積極的に実施している。

オ　事業系ごみに関する施策内容
八戸組合は、事業系紙ごみの八戸清掃工場への搬入を規制することにより、ごみの減量及び紙資源の再資源化を図っている。また、定期的に展開検査を実施し、枝木類やペットボトルなどのリサイクル可能なごみがあった場合は、リサイクルするよう指導している。

カ　災害時の廃棄物処理に関する事項

八戸地域の各市町においては、既に災害廃棄物処理計画を策定しており、これに基づき災害廃棄物の処理を行う。

【八戸市災害廃棄物処理計画（平成31年3月策定）】
災害廃棄物の選別、処理及び再資源化を適正かつ迅速に行うため、廃棄物処理法の処理基準等関係法令を遵守するとともに、あらかじめその種類ごとに、処理方法や再資源化方法を把握し、発災時における処理方針等を整理する。
災害廃棄物の中間処理及び再生利用については、八戸地域広域市町村圏事務組合の八戸清掃工場、八戸リサイクルプラザにおいて焼却処理又は破砕選別処理を行うほか、廃棄物処理法第８条の許可を受けた一般廃棄物処理施設又は廃棄物処理法第15条の２の５の届出が行われた産業廃棄物処理施設において行う。

【階上町災害廃棄物処理計画（令和6年3月策定）】
災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分及び再資源化の方法とその量を一連の流れで示し、処理方針を検討するために処理フローを作成する。
災害廃棄物の分別過程においてリサイクルが困難な、可燃物・不燃物の量を推計し、地域の廃棄物処理施設において焼却処分や最終処分の方法を検討する。

【南部町災害廃棄物処理計画（令和3年3月策定）】
災害廃棄物の種類ごとに処理方法・再資源化方法を整理し、処理フローを作成するとともに、災害廃棄物の種類ごとの処理体制を整備する。
災害時には様々な種類の災害廃棄物が発生することから、処理できる廃棄物処理事業者等を廃棄物の種類、処理区分ごとに把握するほか、処理期間の短縮などに有効であるため、撤去段階から災害廃棄物を分別することを積極的に実施する。

7　計画のフォローアップと事後評価

（1）計画のフォローアップ

八戸地域の各市町では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて八戸地域の各市町、青森県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

（2）事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。
また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。
なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

総括表（交付期間における各交付対象事業の概算事業費）

事業種別 / 施設名称等	事業番号	事業主体名称	規模	単位	事業期間 開始	事業期間 終了	交付金交付期間 開始	交付金交付期間 終了	総事業費（千円） 複数計画合算費	総事業費（千円） 現計画での総事業費	交付対象事業費（千円） 複数計画合算費	交付対象事業費（千円） 合計	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	備考
マテリアルリサイクル推進等のための整備事業									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
（仮称）新八戸リサイクルプラザ整備事業	1	八戸地域広域市町村圏事務組合	50	t/5h	R7	R12						0							全体の事業期間：R7～R18
												0							
エネルギー回収等のための整備事業									0	8,182,000	0	8,012,270	2,200	404,700	3,986,300	3,619,070	0	0	
八戸清掃工場第一工場基幹的設備改良事業	2	八戸地域広域市町村圏事務組合	300	t/日	R7	R10	R7	R10		8,182,000		8,012,270	2,200	404,700	3,986,300	3,619,070			
（仮称）新八戸清掃工場整備事業	3	八戸地域広域市町村圏事務組合	260	t/日	R7	R12						0							全体の事業期間：R7～R18
廃焼却施設解体（八戸清掃工場第二工場）	3	八戸地域広域市町村圏事務組合			R9	R12						0							
廃棄物運搬中継のための整備事業									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
												0							
有機性廃棄物リサイクル推進のための整備事業									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
												0							
し尿処理施設の改良事業等									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
												0							
												0							
適正な最終処分のための整備事業												0	0	0	0	0	0	0	
												0							
計画支援事業等									0	417,000	0	407,100	1,000	50,020	199,480	93,060	25,540	38,000	
事業番号１、３のための計画支援事業	①②	八戸地域広域市町村圏事務組合			R7	R12	R7	R12		417,000		407,100	1,000	50,020	199,480	93,060	25,540	38,000	全体の事業期間：R7～R18
												0							
												0							
合計									0	8,599,000	0	8,419,370	3,200	454,720	4,185,780	3,712,130	25,540	38,000	

一般廃棄物の処理の実績と予測

指標・単位	過去の状況・現状				予測							目標
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度	令和１３年度
①総人口（人）	245,842	243,624	241,008	234,880	234,880	234,558	232,637	230,715	228,793	226,872	224,950	223,088
②事業系ごみ排出量（トン）	26,755	27,540	26,196	26,171	25,236	24,301	23,366	22,431	21,496	20,561	19,626	18,690
③生活系ごみ排出量（トン）	58,360	57,147	55,340	53,426	53,037	52,648	52,259	51,870	51,481	51,092	50,703	50,312
④1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	565	563	555	556	550	547	546	546	544	545	544	543
その他排出量（トン）	354	332	294	277	277	277	277	277	277	277	277	277
⑤総排出量（トン）	85,469	85,019	81,830	79,874	78,550	77,226	75,902	74,578	73,254	71,930	70,606	69,279
⑥1人1日当たりの排出量（g/人日）	950	956	930	932	914	902	894	886	875	869	860	851
⑦総資源化量（トン）	10,950	10,458	9,637	8,561	8,537	8,513	8,489	8,465	8,441	8,417	8,393	8,366
⑧埋立最終処分量（トン）	9,432	9,487	10,139	9,966	9,734	9,502	9,270	9,038	8,806	8,574	8,342	8,107
生活系ごみ排出量のうち資源化量（トン）	7,508	7,057	6,541	5,746	5,785	5,825	5,866	5,909	5,955	6,002	6,051	6,100
年間日数（日）	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365

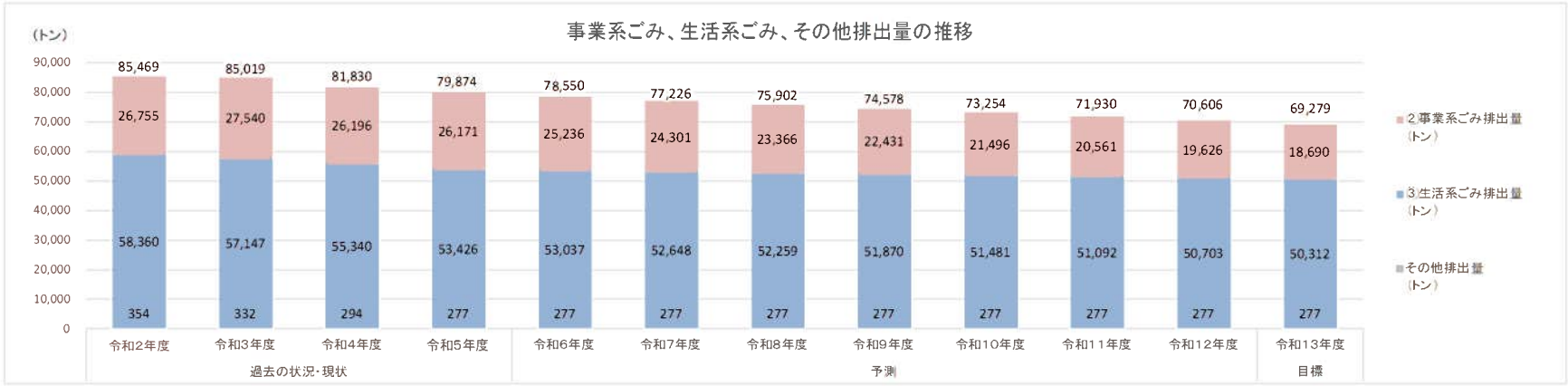
事業系ごみ、生活系ごみ、その他排出量の推移
(トン)
90,000
80,000
70,000
60,000
50,000
40,000
30,000
20,000
10,000
0
85,469
26,755
58,360
354
85,019
27,540
57,147
332
81,830
26,196
55,340
294
79,874
26,171
53,426
277
78,550
25,236
53,037
277
77,226
24,301
52,648
277
75,902
23,366
52,259
277
74,578
22,431
51,870
277
73,254
21,496
51,481
277
71,930
20,561
51,092
277
70,606
19,626
50,703
277
69,279
18,690
50,312
277
令和2年度
令和3年度
令和4年度
令和5年度
令和6年度
令和7年度
令和8年度
令和9年度
令和10年度
令和11年度
令和12年度
令和13年度
過去の状況・現状
予測
目標
2.事業系ごみ排出量(トン)
3.生活系ごみ排出量(トン)
その他排出量(トン)

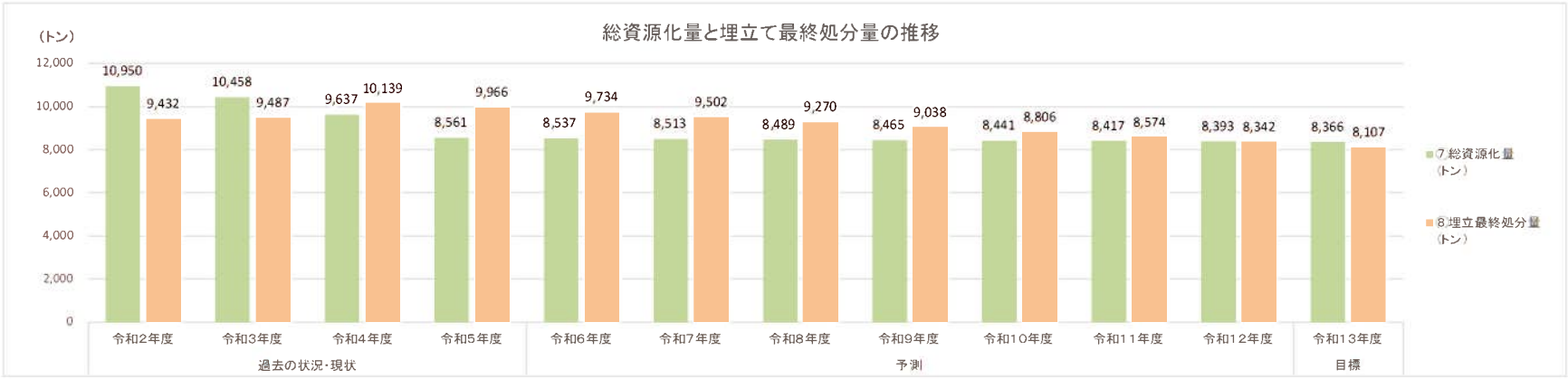
総資源化量と埋立て最終処分量の推移
(トン)
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0
10,950
9,432
10,458
9,487
9,637
10,139
8,561
9,966
8,537
9,734
8,513
9,502
8,489
9,270
8,465
9,038
8,441
8,806
8,417
8,574
8,393
8,342
8,366
8,107
令和2年度
令和3年度
令和4年度
令和5年度
令和6年度
令和7年度
令和8年度
令和9年度
令和10年度
令和11年度
令和12年度
令和13年度
過去の状況・現状
予測
目標
7.総資源化量(トン)
8.埋立最終処分量(トン)

総人口の推移
（人）
250,000
245,000
240,000
235,000
230,000
225,000
220,000
215,000
210,000
245,842
243,624
241,008
234,880
234,880
234,558
232,637
230,715
228,793
226,872
224,950
223,088
令和2年度
令和3年度
令和4年度
令和5年度
令和6年度
令和7年度
令和8年度
令和9年度
令和10年度
令和11年度
令和12年度
令和13年度
過去の状況・現状
予測
目標
1 総人口（人）

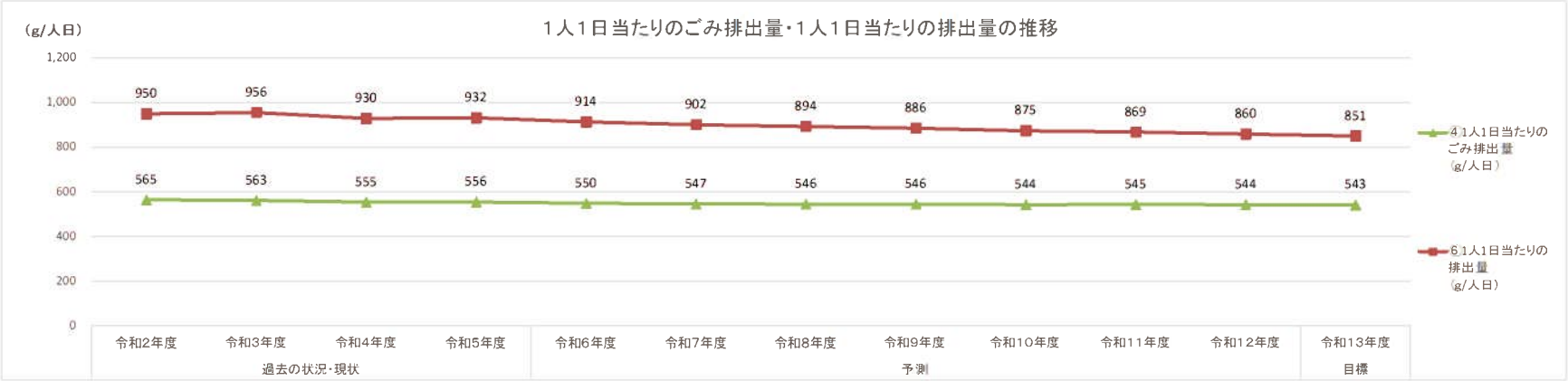
1人1日当たりのごみ排出量・1人1日当たりの排出量の推移
（g/人日）
1,200
1,000
800
600
400
200
0
950
956
930
932
914
902
894
886
875
869
860
851
565
563
555
556
550
547
546
546
544
545
544
543
令和2年度
令和3年度
令和4年度
令和5年度
令和6年度
令和7年度
令和8年度
令和9年度
令和10年度
令和11年度
令和12年度
令和13年度
過去の状況・現状
予測
目標
4 1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）
6 1人1日当たりの排出量（g/人日）

添付資料１　対象地域図、地域内の施設の現況と予定（位置図）

１．対象地域図、広域化後の対象地域図（想定）

【現状】

【広域化後のイメージ】

【凡例】

八戸地域広域市町村圏事務組合を組織する市町村

上記のうちごみ焼却施設及びリサイクルプラザの設置及び管理に関する事務を共同で行う市町（＝対象地域）

三戸地区環境整備事務組合を組織する町のうちごみ処理を共同で行う町

三戸地区環境整備事務組合を組織する町のうちごみ処理以外を共同で行う町

２．一般廃棄物処理施設の現況と予定

（１）一般廃棄物処理施設の現況及び施設の位置図

区分	施設名称	管理運営主体	処理対象区域	所在地	処理能力等	竣工年月
エネルギー回収型廃棄物処理施設	八戸清掃工場第一工場	八戸地域広域市町村圏事務組合	八戸市、階上町、南部町（福地地区）	八戸市櫛引字取揚石１－１	300ｔ／日（150ｔ／日×２炉）流動床式	平成８年７月
焼却施設	八戸清掃工場第二工場				150ｔ／日×１炉 ストーカ式	昭和55年３月
マテリアルリサイクル施設	八戸リサイクルプラザ			八戸市櫛引字山田山１－１	171.09ｔ／5h（破砕・選別、資源化、有害ごみ処理）	平成12年４月
最終処分場	八戸市一般廃棄物最終処分場	八戸市	八戸市	八戸市櫛引湯ノ沢２―６	埋立容積 214,000㎥ 被覆型	平成25年７月

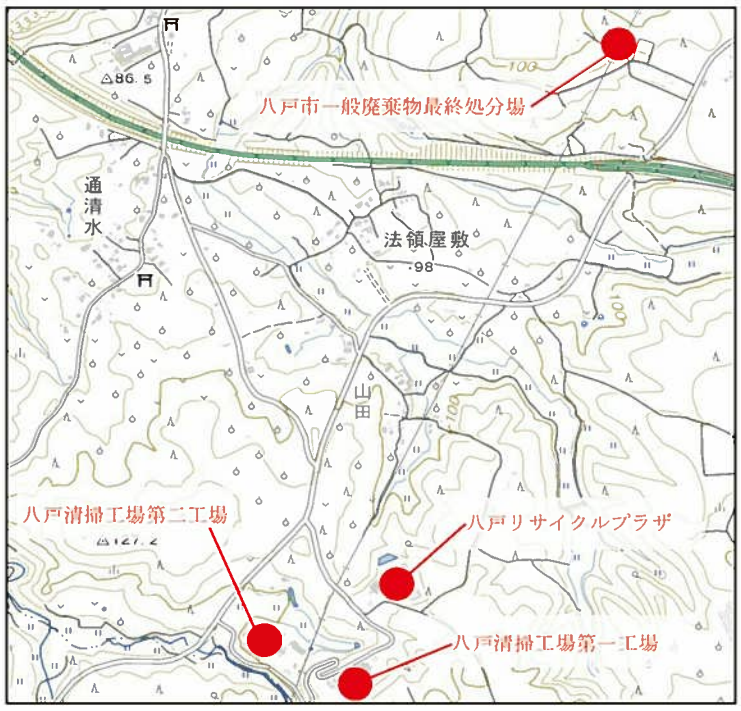

※　八戸清掃工場第一工場、第二工場及び八戸リサイクルプラザは同一又は隣接敷地内に立地。八戸市一般廃棄物最終処分場は、八戸清掃工場から直線距離で北北東に約２km の位置にある。

（2）一般廃棄物処理施設の予定

区分	施設名称	管理運営主体	処理対象区域	所在地	処理能力等	竣工年月
エネルギー回収型廃棄物処理施設	（仮称）新八戸清掃工場	八戸地域広域市町村圏事務組合	八戸市、階上町、南部町（福地地区）	未定	未定	令和19年4月（予定）
マテリアルリサイクル施設	（仮称）新八戸リサイクルプラザ			未定	未定	令和19年4月（予定）
最終処分場	八戸市一般廃棄物最終処分場	八戸市	八戸市	八戸市櫛引湯ノ沢2―6	埋立容積214,000㎥被覆型	平成25年7月

※　将来の位置図については、令和６年度に建設候補地を選定する予定のため、次期計画改訂時に記載する。

添付資料２　現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ

現有及び新設予定の廃棄物処理施設は、災害が想定されていない地域である。

添付資料３　国土強靭化地域計画（事業が記載されている部分の抜粋）

八戸圏域８市町村国土強靭化地域計画 24 ページ

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	脆弱性評価（強靭化に向けての課題）の概要
目標７ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で再建・回復できる条件を整備すること	7－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 災害廃棄物処理計画の策定・運用及び処理体制の整備が必要 ○ 他市町村・関係団体との連携体制の強化が必要 ○ 老朽化した一般廃棄物処理施設の更新整備が必要
	7－2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 災害ボランティアの受入体制の構築が必要 ○ 被災地応援の受入体制の構築・強化が必要
	7－3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 応急仮設住宅を迅速に供給する体制が必要 ○ 地域コミュニティの強化が必要
	7－4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	○ 正確かつ迅速な情報を発信する体制が必要 ○ 安心・安全な生産・加工システムの構築が必要

八戸圏域８市町村国土強靭化地域計画「リスクシナリオごとの対応方策」177 ページ

事前に備えるべき目標　　7　地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で再建・回復できる条件を整備すること		
リスクシナリオ **7－1　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害廃棄物の処理体制の構築】		
<災害廃棄物処理計画の策定及び運用> 災害廃棄物の円滑な処理を行うため、国の廃棄物の減量等に関する施策に係る基本方針に基づき、平成 31 年３月に災害廃棄物処理計画を策定した。 また、災害廃棄物の安定的な処理を行うため、老朽化した一般廃棄物処理施設の更新整備に向けた準備を進めている。		災害廃棄物は一般廃棄物とされ、市が処理を担うことから、国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、青森県災害廃棄物処理計画や八戸市地域防災計画などと整合性を図りつつ、発災時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について検討・見直しを行い、実効性のある計画とする必要がある。 また、老朽化が進む現在の一般廃棄物処理施設は、大量に発生する災害廃棄物の安定的な処理に限界があることから、施設を更新整備する必要がある。

八戸圏域８市町村国土強靭化地域計画「リスクシナリオごとの対応方策」178 ページ

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画を策定し運用するとともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化等を図る。

重点項目	対応方策 （今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害廃棄物の円滑な処理に向けて、教育訓練等を通じて人材育成にも努め、必要に応じて見直しや修正を行うことで処理計画の実効性を高める。 また、八戸市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の安定的な処理を行うため、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、マテリアルリサイクル推進施設（（仮称）新八戸リサイクルプラザ）、及びエネルギー回収型廃棄物処理施設（（仮称）新八戸清掃工場）の更新整備を進める。	市 八戸地域広域市町村圏事務組合		